

史跡橘樹官衙遺跡群 第2期保存活用計画

令和8(2026)年3月
川崎市教育委員会



川崎市高津区千年及び宮前区野川本町3丁目に所在する史跡橘樹官衙遺跡群



史跡橘樹官衙遺跡群の一部に整備された橘樹歴史公園（上空から）

例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川本町3丁目に所在する史跡橋樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（以下「第2期保存活用計画」という。）である。
- 2 今回策定する第2期保存活用計画は、平成30（2018）年2月に策定した史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画（以下「第1期保存活用計画」という。）の改定版である。
- 3 第2期保存活用計画は、川崎市附属機関条例に基づき設置している「川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会」（以下「調査整備委員会」という。）及び文化庁の指導・助言を受け、事務局である川崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が策定した。
- 4 史跡橋樹官衙遺跡群は、千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕及び影向寺遺跡から構成される。千年伊勢山台遺跡という遺跡名称は、川崎市高津区千年字伊勢山台に所在していることから、「大字+小字」という、近年の川崎市内における遺跡名称の命名方法に準拠している。ただし、千年伊勢山台遺跡で橋樹郡家跡が発見される以前（平成8（1996）年以前）に実施された発掘調査については、「千年伊勢山台北遺跡」、「伊勢山台遺跡」、「伊勢山台東遺跡」、「千年蟻山遺跡」、「影向寺南遺跡」と各調査毎に異なる遺跡名称が付されて、すでに報告書も刊行されているため、千年伊勢山台遺跡の調査回数には含めていない。

影向寺遺跡についても、各調査毎に異なる遺跡名称が付され混乱をきたしていたため、平成19（2007）年度に刊行された「影向寺遺跡第11次調査報告書」の中で、市教委が遺跡の名称を「影向寺遺跡」に統一し、昭和50（1975）年に実施された発掘調査を第1次調査、それ以降実施された調査を第2次から順番に調査回数を付した（河合・伊東2007）。ただし、千年伊勢山台遺跡同様、昭和52（1977）年～昭和56（1981）年に市教委が実施した影向寺文化財総合調査及び昭和62（1987）年の影向寺薬師堂保存修理工事に際し実施した薬師堂基壇部の確認調査についてはすでに報告書が刊行されているため、影向寺遺跡の調査回数に含めていない。
- 6 第2期保存活用計画の策定については、市教委が主体となり実施し、川崎市附属機関設置条例に基づき設置している調査整備委員会の指導・助言や、文化庁文化財第二課・文化資源活用課及び神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の助言を受けた。
- 7 本書の執筆は、市教委事務局生涯学習部文化財課が行った。

目次

例言

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	2
第3節	計画策定に向けた検討体制と検討経過	2
第4節	上位関連計画と本計画との関係	6
第5節	計画の実施	7
第2章	橘樹官衙遺跡群の概要	8
第1節	指定に至る経緯	8
第2節	指定の状況	8
第3章	橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素	30
第1節	保存活用計画における対象地域	30
第2節	橘樹官衙遺跡群の本質的価値	32
第3節	橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値	34
第4節	橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値	35
第5節	構成要素の特定	36
第4章	現状と課題	37
第1節	保存管理	37
第2節	活用	38
第3節	整備	38
第4節	管理運営体制	39
第5章	橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針	40
第1節	基本的な指針	40
第2節	短期的な指針	41
第6章	橘樹官衙遺跡群の保存管理	42
第1節	保存管理の基本方針	42
第2節	橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素	42
第3節	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準	48
第4節	土地公有地化の方針	51

第7章	橘樹官衙遺跡群の活用	52
第1節	活用の基本方針	52
第2節	活用の方法	53
第8章	橘樹官衙遺跡群の整備	56
第1節	整備の基本方針	56
第2節	整備の方法	57
第9章	橘樹官衙遺跡群の管理運営と体制	59
第1節	管理運営と体制の基本方針	59
第2節	管理運営の方法	59
第10章	施策の実施計画策定と進捗管理	61
第1節	実施すべき施策と実施期間	61
第2節	施策の進捗管理と方法	62
	・巻末資料	66